

厚木市自治基本条例推進委員会委員委嘱式及び令和7年度第1回会議次第

日時 令和7年8月6日（水）午後5時30分から

場所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室

■委嘱式

■第1回会議

1 開会

2 案件

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出について 【資料1】

(2) 会議等の公開のルール等について 【資料2、3】

(3) 厚木市自治基本条例推進委員会の職務及び活動スケジュール等について
【資料4、5】

(4) 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針について 【資料6】

(5) 令和7年度市民参加手続予定の報告について 【資料7～9】

3 その他

4 閉会

○厚木市自治基本条例推進委員会規則

平成22年12月24日

規則第39号

改正 平成25年 6 月26日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第38条第4項の規定に基づき、厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) コミュニティ団体等から推薦された者
- (平25規則39・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚木市自治基本条例主管課で処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

厚木市自治基本条例推進委員会の会議等の公開に関するルール

(趣旨)

第1条 このルールは、厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。
(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下この条において「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項を議題とする場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により委員会の会議を非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議を公開で行う場合は、会議の会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設置するものとする。

2 傍聴人の定員は、10人以内とし、会場の規模に応じて定める。

3 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 委員長は、委員会の会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に対して退席を命ずることができる。

(会議開催の周知)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーに掲示することにより、周知に努めるものとする。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び会場

(3) 会議の議題

(4) 傍聴人の定員及び受付方法

2 前項の規定による周知は、会議開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 委員会の会議の資料（以下「資料」という。）は、傍聴人が会場へ入場する際に配布し、傍聴人が会場を退場する際に会議次第を除く資料の返却を求めるものとする。

(会議録の公開)

第6条 委員会の会議終了後、おおむね2週間以内に会議録を作成し、公開するものとする。

2 前項の規定による公開は、自治基本条例主管課窓口及び市政情報コーナーに会議録を備え置くとともに、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

3 前2項の規定により会議録を公開する場合は、資料を添付するものとする。この場合において、資料に非公開情報に該当する事項が含まれる場合については、所要の措置を講ずるものとする。

4 会議録の公開期間は、公開を開始した日から起算して1年間とする。

(庶務)

第7条 委員会の会議等の公開に係る庶務は、自治基本条例主管課が行う。

附 則

このルールは、平成23年7月26日から施行する。

厚木市自治基本条例推進委員会の会議の傍聴に関するルール

(趣旨)

第1条 このルールは、厚木市自治基本条例推進委員会の会議等の公開に関するルール（平成23年7月26日施行。以下「公開ルール」という。）第3条の規定による厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として会議開始時刻の10分前までに受付をするものとする。

2 公開ルール第3条第3項の抽選は、傍聴希望者全員でくじ引きを行うものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 16歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同席し、かつ、委員長が許可した場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の会場（以下「会場」という。）にあつては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対し拍手とその他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章等の着用による示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、撮影し、録画し、又は録音してはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、会議を非公開とする決定があつたとき又は会場の秩序を乱すお

それがあると認めるときは、傍聴人に対して退場を命ずることができる。
(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

附 則

このルールは、平成23年7月26日から施行する。

厚木市自治基本条例推進委員会の職務について

1 自治基本条例について

(1) 条例の運用状況の点検（毎年度）

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

自治基本条例は、厚木市の自治を進めるための基本的なルールを定めたものです。よって、市長等が行う行政運営は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行われなければなりません。

そのためには、自治の基本原則や様々な市民の市政への参加、協働といったこの自治基本条例に規定されている規定の趣旨を十分に反映させて行政運営が行われているかどうかを点検する必要があります。

そこで、自治基本条例推進委員会を設置し、条例の運用状況の点検を毎年実施します。

(2) 条例の見直しに対する意見（令和3年～4年度に実施）

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

自治基本条例は、厚木市の最も尊重すべき条例であり、かつ、この自治基本条例の趣旨にのっとり自治を推進していくことが求められている以上、内容が時代遅れのものとなっていたのでは困ります。

そのため、市長には、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておく努力が求められます。

そこで、市長は4年を超えない期間ごとに、自治基本条例推進委員会等市民の参加を得ながら自治基本条例の見直しを行うこととなっています。

2 市民参加条例について

(1) 市民参加手続の実施状況の点検・評価（毎年度）

（市民参加の点検及び評価）

第17条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを推進するため、市民参加の手続の実施状況について、点検及び評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

委員会では、市民参加手続の実施状況に基づき、市民参加手続が条例に基づいて適正に実施されたか、市民から提出された意見等に対する実施機関の検討の経過が適正であったかどうかなどについて審議します。

(2) 市民参加手続の実施予定の報告（毎年度）

（市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表）

第16条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を公表しなければならない。

市民参加手続の実施予定については、年度当初の広報あつぎで年間予定を公表しています。また、公表後に新たに行うことになった市民参加手続については、その都度、公表しています。

市民参加手続の実施予定を公表することにより、市民参加の機会を確保するとともに、市民参加手続が適正に行われているかどうかを市民が確認することができ、政策等の立案における行政の透明性の確保及び市民の信頼の確保につながります。

なお、市民参加条例上は、実施予定について点検を行うことは明記されていませんが、市民参加手続の適正な実施を担保するため、実施予定につきましても委員会に報告を行っています。

3 住民投票条例について

条例の運用状況に関する意見聴取（随時）

（意見聴取）

第23条 市長は、この条例の運用に関する事項について、厚木市自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴くものとする。

厚木市住民投票条例では、この条例を適正に運用するため、運用に当たって疑義がある場合などは、自治基本条例推進委員会の意見を聴くことを定めています。

住民投票の請求代表者は、署名を収集するために必要な住民投票実施請求代表者証明書の交付を、市長に対して申請します。この申請があった場合、市長は、請求代表者としての資格の有無の確認を選挙管理委員会に依頼するほか、自らは、請求しようとする住民投票事項が第3条に規定する住民投票に付することができる事項に該当すること及び第6条に規定する形式に該当することを判定します。

厚木市自治基本条例推進委員会に意見を聴くのは、この判定を行う時に疑義がある場合や、判定に基づき市長が行った決定に異議申立があった際、異議申立に対する決定を行う場合などです。

令和 7・8 年度厚木市自治基本条例推進委員会スケジュール（案）

回	月	開催日	審議案件		
			自治基本条例		市民参加条例
			運用状況の点検	条例の見直し（総点検）	市民参加手続の点検・報告
1	8 月	8/6(水) 17:30～ 委嘱式			
	8 月 ～ 9 月		令和 6 年度 条例運用状況調査 （事務局）		【随時】 市民参加手続(予定)の 報告
2	10 月	上旬	令和 6 年度 運用状況点検①		
3	11 月	中旬	令和 6 年度 運用状況点検②		令和 6 年度 市民参加手続の点検評価
4	1 月	下旬	令和 6 年度 運用状況点検③	自治基本条例の見直し（総 点検）について①	
	1 月 ～ 2 月		自治基本条例運用状況 点検結果報告の送付 （事務局→各委員）		
	2 月		自治基本条例運用状況 点検結果報告を庁内に 通知 （事務局）		
5	2 月	中旬		自治基本条例の見直し（総 点検）について②	

令和 7・8 年度厚木市自治基本条例推進委員会スケジュール（案）

回	月	開催日	審議案件		
			自治基本条例		市民参加条例
			運用状況の点検	条例の見直し（総点検）	市民参加手続の点検・報告
以下、参考（令和8年度の会議予定）					
	4月			市民アンケートを実施	
1	5月	中旬		自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針(案)について	
2	6月	上旬		自治基本条例の見直し（総点検）①	
3	7月	上旬	※例年実施している運用状況の点検は、今年度条例の見直しを実施するため、実施しない予定。	自治基本条例の見直し（総点検）②	令和7年度 市民参加手続の点検評価
4	7月	下旬		自治基本条例の見直し（総点検）（予備）	【随時】 市民参加手続(予定)の報告
	7月			自治基本条例の見直し（総点検）について推進委員会からの答申（委員会→市）	
	8月～9月			令和7年度 条例運用状況調査（事務局）	
	10月			パブリックコメント	
	12月～1月			自治基本条例見直し（総点検）結果の策定、公表	
5	2月	中旬			

厚木市自治基本条例推進委員会による 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針

1 点検方法

厚木市自治基本条例第15条から第37条までの規定に基づき、市長等（職員を含む。）が行うべき事項に対して、実際に取り組んだ事項（関連する事業等を含む。）をまとめた運用状況報告書を厚木市自治基本条例推進委員会に提出し、厚木市自治基本条例推進委員会は、次に記載した点検の視点に基づき、厚木市自治基本条例の条ごとに点検する。

2 点検の視点

条例が意図していることと、市が実際に取り組んだ事業に相違がないか点検します。

（例）

自治基本条例

（危機管理）

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 ～以下略～

条文の内容と、市が実施した事業を確認し、
条文の意図に則って行われているか等をチェックします。

市が実施した事業

事業名	目的と内容	実績
災害時協力協定の締結	東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。	締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに6つの協定を締結した。 全協定数 139(令和6年3月現在)

第20条関係

（危機管理）

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

〔運用状況〕

No	項	名称	目的と内容	R 6年度実績
20	1	災害時協力協定の締結	東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。	締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに6つの協定を締結した。 全協定数 139(令和6年3月現在)
21	1	総合防災訓練の実施	本市に被害を及ぼす大規模な地震を想定し、防災関係機関及び市内 214 の自主防災隊を中心に、市民一人一人が実践的な訓練を基礎とした防災訓練を行うことにより、身体安全の確保及び自主防災隊の組織強化並びに本市における防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした。	地域で実施する総合防災訓練の内容については、市内210の自主防災隊(参加人数11,294名)が、避難所開設訓練、シェイクアウト、情報伝達、避難誘導及び初期消火訓練等、新型コロナウイルス感染症に配慮した上で、各地域の実情に即した実践的な訓練を実施した。

・
・
・

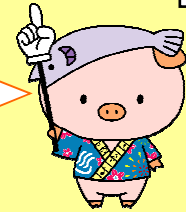
点検結果	☐ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

市民参加条例の概要

1 市民参加条例とは（第1条）⇒逐条解説P12

市民参加に関する基本的な事項を定め、市民参加できる仕組みを整備することにより、市民の意思に基づいたまちづくりを推進することを目的とした条例です。

市民参加条例は、自治基本条例の趣旨にのっとり制定された条例です。
第29条「市長等は、～市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。」



2 条例の対象となる行為（自治基本条例第29条第1項） ⇒逐条解説P24

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
(2) 計画の策定、改定又は廃止
(3) その他重要な政策等の策定
- 対象行為

3 市民参加の手法（第8～15条）⇒逐条解説P30～46

- (1) 審議会等の運営
(2) 市民会議の設置
(3) 意見交換会の開催
(4) ワークショップの開催
(5) 意向調査の実施
(6) パブリックコメント手続の実施
(7) その他実施機関が効果的と認める方法

4 市民参加を実施しない場合（第6条第7・8項） ⇒逐条解説P27

- (1) 軽微なもの
(2) 緊急性のあるもの
(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
(4) 事務又は事業の性質上、市民参加手続を実施する必要のないもの

5 市民参加の公表（第16条）⇒逐条解説P47～48

- (1) 当該年度に実施する予定（図②）
(2) 前年度に実施した結果（図⑤）
- 毎年度公表

6 市民参加の点検・評価（第17条）⇒逐条解説P49

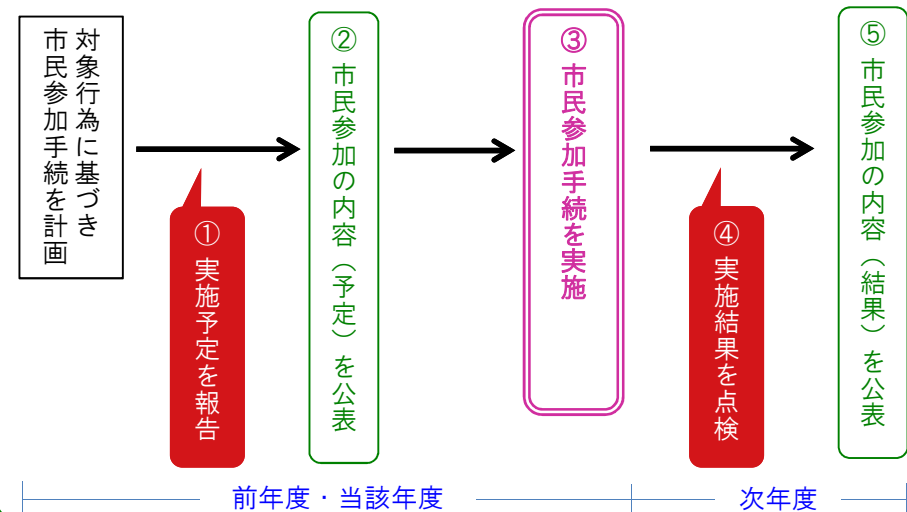
- (1) 当該年度における市民参加の実施予定を報告（図①）
(2) 前年度に実施した市民参加の結果を点検・評価（図④）

※ いずれも、厚木市自治基本条例推進委員会が実施する。

■対象となる行為と市民参加の組合せ（第6条）⇒逐条解説P26

市民参加の手法 対象行為	選択					必須	参加手法の組合せ
	審議会	市民会議	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブコメ	
条例の制定又は改廃	○	○	○	○	○	◎	◎に加え○を2以上実施
基本構想、基本計画等の策定等	○	○	○	○	○	◎	◎に加え○を2以上実施
施設の設置に係る計画の策定等	○	○	○	○	○	◎	◎に加え○を1以上実施
その他の重要な計画、政策等の策定	○	○	○	○	○	◎	◎に加え○を1以上実施
制度等の導入又は改廃	○	○	○	○	○	◎	◎に加え○を1以上実施
金銭の徴収に係る基本方針の策定	○	○	○	○	○	◎	◎に加え○を1以上実施
規則、行政手続法の審査基準等						◎	◎のみ実施

図：市民参加手続の流れ



令和7年度市民参加手続対象行為一覧(実施)

資料 8

No.	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント	必要な 手続数
1	三田児童館整備方針の策定	青少年課	R6.11	R7.2				R7.4～5	パブコメ +1
2	厚木市老人福祉センター寿荘移 転方針の策定	健康医療課	R5.5	R7.2				R7.4	パブコメ +1
3	(仮称)厚木市立図書・未来館管 理運営方針の策定	中央図書館	R7.2～7	R7.3				R7.5	パブコメ +1
4	(仮称)厚木市DX推進計画の策 定	DX推進課		R8.4		R7.6		R8.10	パブコメ +2
5	厚木市子ども育成条例の改正	こども育成課	R7.11	R7.9				R7.11	パブコメ +2
6	セーフコミュニティ推進計画(仮) の策定	くらし交通安全課	R7.7～ R8.5			R7.7～8		R8.6～8	パブコメ +2
7	厚木市企業等の立地促進等に 関する条例の改正	産業振興課	R7.3～11			R7.5～6		R7.10	パブコメ +2
8	第3次厚木市教育振興基本計 画の策定	教育総務課	R7.2～ R8.3	R7.8				R7.12	パブコメ +2
9	アミューあつぎ駐輪場の有料化 について	生涯学習課	R7.2	R7.2				R7.4～5	パブコメ +1
10	厚木市生涯学習推進計画第2 期基本計画の策定	生涯学習課	R7.7～ R9.2			R7.9		R8.12	パブコメ +2
11	第11次総合計画の策定	企画政策課	R7.3～11	R7.5～6				R7.9	パブコメ +2
12	厚木市障がい者福祉計画(第8 期)の策定 (厚木市障害福祉計画・厚木市 障害児福祉計画)	障がい福祉課	R7.3～ R8.3	R8.8		R7.11～ 12		R8.11	パブコメ +2
13	厚木市マンション管理適正化推 進計画の改定	住宅課				R7.9		R9.2	パブコメ +1
14	厚木市空家等対策計画の改定	住宅課	R8.6～12			R7.9		R9.2	パブコメ +1
15	厚木市市営住宅条例施行規則 の改正	住宅課	R7.9					R7.10	パブコメ のみ
16	(仮称)厚木消防署本署再整備 方針の策定	消防総務課	R7.6					R7.8	パブコメ +1
17	第2次厚木市文化芸術振興計 画第2期基本計画の策定	文化魅力創造課	R8.2～ R9.2			R7.5		R8.11	パブコメ +2

No.	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント	必要な 手続数
18	スポーツの聖地づくり基本計画の策定	スポーツ魅力創造課	R7.6～12	R7.8				R8.1	パブコメ +2
19	子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定	こども家庭センター		R7.7				R7.12	パブコメ +1
20	第3次スポーツ推進計画の策定	スポーツ魅力創造課	R8.3～ R8.6			R7.8		R8.12～ R9.1	パブコメ +2
21	厚木市客引き行為等防止条例の一部改正	くらし交通安全課		R7.7		R7.2		R7.9	パブコメ +2
22	厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正	都市計画課	R7.7	R7.9				R7.11～ R7.12	パブコメ +2
23	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正	生活環境課		R7.7		R7.2		R7.9	パブコメ +2
24	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)の策定について	地域包括ケア推進課	R8.3～ R9.3	R8.8		R7.11～ R7.12		R8.11	パブコメ +1

※ No.1からNo8については報告済

市民参加手続点検表(予定)

⑨

担当課名 生涯学習課

対象行為	アミューあつぎ駐輪場の有料化について		
概要	アミューあつぎの駐輪場は、有人管理の無料駐輪場として設置しておりますが、通勤、通学等、長時間の目的外利用の駐輪が非常に多く、利用環境の改善が求められていることから、自転車の前輪をロックして駐輪させる「電磁ロック式駐輪場システム」へ変更し、24時間利用可能な無人駐輪場として管理、運営することで、過剰な駐輪や長時間目的外利用を抑制し、施設利用者が駐輪しやすい環境を整備する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年12月下旬		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☒ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和7年2月14日 行政改革調査委員会
		意見交換会	令和7年2月25日
		パブリックコメント	令和7年4月28日から5月27日まで
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑩

担当課名 生涯学習課

対象行為	厚木市生涯学習推進計画第2期基本計画の策定		
概要	「第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画」が令和8年度で計画期間満了となるため、令和9年度に開始する「第3次厚木市生涯学習推進計画第2期基本計画」を策定する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年3月策定予定		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年9月頃 18歳以上の市民(約3,000人)
		審議会	令和7年7月～令和9年2月頃 生涯学習推進会議
		パブリックコメント	令和8年12月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑪

担当課名 企画政策課

対象行為	第11次総合計画の策定			
概要	本市では令和3年度から12年間を計画期間とする、第10次総合計画に基づきまちづくりを進めているが、新型コロナウイルス感染症の5類移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等による社会・経済環境の変化や、広域連携の強化による広域的な視点を踏まえたまちづくり、スポーツ・文化芸術・歴史の聖地づくりというまちづくりの新たな局面への対応が必要である。ついては、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、現行計画に代わる新たな総合計画を策定する。			
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年度から10年間			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上		
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等			
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上		
	☐ その他の重要な計画の策定等			
	☐ 制度等の導入又は改廃			
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定			
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期	
		審議会	令和7年3月(～令和7年11月)頃 総合計画審議会	
		意見交換会	令和7年5月(～令和7年6月)頃	
		パブリックコメント	令和7年9月頃	
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他				

市民参加手続点検表(予定)

⑫

担当課名 障がい福祉課

対象行為	厚木市障がい者福祉計画(第8期)の策定 (厚木市障害福祉計画・厚木市障害児福祉計画)		
概要	対象となる計画については、障害者基本法第11条第3項に基づく、本市における障がい者福祉の基本的な計画となる市町村障害者福祉計画で、障害福祉サービス等の円滑な実施の確保を目的とした障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含し策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度～令和11年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	・令和7年11月から12月頃 ・障害福祉サービス等受給者(800人)、市内障害福祉サービス等事業所
		審議会	・令和7年3月から8年3月(計8回予定) ・厚木市障害者協議会代表者会議、実務者会議
		意見交換会	・令和8年8月頃 ・市民及び障害者支援施設等代表者の計2回
		パブリックコメント	令和8年11月頃
	□省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑬

担当課名 住宅課

対象行為	厚木市マンション管理適正化推進計画の改定		
概要	計画期間が令和8年度で終了することから、マンション管理の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、令和9年度を始期とする厚木市マンション管理適正化推進計画を改定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和13年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☒ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年9月頃 マンション管理組合(219組合)
		パブリックコメント	令和9年2月頃
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	□ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑭

担当課名 住宅課

対象行為	厚木市空家等対策計画の改定		
概要	計画期間が令和8年度で終了することから、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和9年度を始期とする厚木市空家等対策計画を改定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和13年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☒ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年9月頃 市内空家所有者(約1,000人)
		審議会	令和8年6月～令和8年12月頃 厚木市空家等対策協議会
		パブリックコメント	令和9年2月頃
	□ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

15

担当課名 住宅課

対象行為	厚木市市営住宅条例施行規則の改正		
概要	市内の単身高齢者が増加傾向にあることに対応するため、厚木市市営住宅条例施行規則第4条(単身者入居用市営住宅)の要件等を改正する。 (単身者入居用市営住宅) 第4条 条例第6条第2項の規定により規則で定める規模の市営住宅は、1戸当たりの床面積が39平方メートル以下のものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年12月頃		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和7年9月頃
		パブリックコメント	令和7年10月頃
	□省略する	理由 (条例第6条第7項)	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他		具体的な理由	
	☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質		

市民参加手続点検表(予定)

16

担当課名 消防総務課

対象行為	(仮称)厚木消防署本署再整備方針の策定			
概要	厚木消防署本署は、昭和47年に竣工し、築50年以上経過しており、市内の消防署所において、最も古い消防庁舎です。 近年は、老朽化による経年劣化が進んでいるほか、車庫の狭あい化や出動動線等の機能面に課題があり、迅速かつ効率的な出動体制が確保できていない状況です。 また、近年は、災害が全国的に頻発化・激甚化しており、近い将来、発生が危惧されている大規模地震などを考慮すると、市民の安心・安全の要となる本市の消防・防災拠点である消防庁舎の再整備は喫緊の課題なっていることから、再整備(建て替え)に関する整備方針を策定するものです。			
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年9月予定			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上		
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等			
	☒ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上		
	☐ その他の重要な計画の策定等			
	☐ 制度等の導入又は改廃			
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定			
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■実施する	手法	実施予定時期	
		審議会	令和7年6月頃 消防審議会	
		パブリックコメント	令和7年8月頃	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	□省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由	

市民参加手続点検表(予定)

⑪

担当課名 文化魅力創造課

対象行為	第2次厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の策定		
概要	厚木市文化芸術振興条例の規定に基づき策定している現在の「第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画」の計画期間が、令和8年度をもって満了を迎えることから、第10次厚木市総合計画と連携した計画として、令和9年度を始期とする「第2次厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画」を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度～令和14年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年5月頃 市民(約3,000人)
		審議会	令和8年2月(～令和9年2月)頃 厚木市文化芸術振興委員会
		パブリックコメント	令和8年11月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

18

担当課名 スポーツ魅力創造課

対象行為	スポーツの聖地づくり基本計画の策定			
概要	令和7年3月に策定するスポーツの聖地づくり基本構想について、具体的な施設ごとの整備の方向性やスケジュールなどを定める基本計画の策定を行います。 【スポーツの聖地づくり基本構想】 市全体の施設整備に関する基本的な構想とし、既存施設の再整備（集約）のほか、「スポーツの聖地あつぎ」と呼んでいただけるようなスポーツ環境の整備を推進することを目的として策定するものです。			
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年度末から10年間			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上		
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等			
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上		
	☐ その他の重要な計画の策定等			
	☐ 制度等の導入又は改廃			
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定			
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期	
		意見交換会	令和7年8月頃	
		審議会	令和7年6月頃 諮問 令和7年12月頃 答申	
		パブリックコメント	令和8年1月頃	
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他				

市民参加手続点検表(予定)

19

担当課名 こども家庭センター

対象行為	子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定		
概要	気軽に子育て相談ができる子育て支援センターについて、子どもたちが冒険・経験・体験ができる全天候型の遊び場としての機能を拡充するため、リニューアルに向けた基本計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、市民参加手続を実施する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで(予定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☒ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■実施する	手法	実施予定時期
		意見交換会	令和7年7月頃
		パブリックコメント	令和7年12月頃
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	□省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

20

担当課名 スポーツ魅力創造課

対象行為	第3次スポーツ推進計画の策定		
概要	第3次スポーツ推進計画はスポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」に位置付け、国のスポーツ基本計画及び神奈川県スポーツ推進計画を参酌し、厚木市スポーツ推進審議委員からの答申に基づき策定するものです。 なお、第11次厚木市総合計画に掲げる目標を実現するための個別計画とします。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月～令和18年3月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和8年9月諮問、令和8年10月答申
		意向調査	令和7年10月(アンケート調査)
		パブリックコメント	令和8年12月～令和9年1月
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

21

担当課名 暮らし交通安全課

対象行為	厚木市客引き行為等防止条例の一部改正		
概要	現行条例の規制対象外となっている、居酒屋、接待のないガールズバー及びカラオケ店などの規制対象業種の拡大、客引き行為等を用いた営業の禁止並びに指導時における立ち入り調査権限を与えるなど、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺環境の実現を図るため、条例の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年2月7日～28日
		意見交換会	令和7年7月
		パブリックコメント	令和7年9月
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

22

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正		
概要	駐車場法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第43号。以下「改正政令」という。)が令和7年3月7日付けで公布され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、「厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例」の一部を改正する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和7年7月28日(都市計画審議会)
		意見交換会	令和7年9月頃
		パブリックコメント	令和7年11~12月頃
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

23

担当課名 生活環境課

対象行為	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正		
概要	昨今、客引き行為者による通行妨害や路上喫煙等の迷惑行為が散見され、市議会の一般質問や市民の皆様からの苦情・要望が数多く寄せられている。このため、R7.2月に状況の改善を図るため、本厚木駅周辺の客引き行為等に関するアンケートを実施、この結果を踏まえ「厚木市客引き行為等防止条例」の一部改正がR7.12月定例会議で予定されている。 これらのアンケート結果等において路上喫煙に対する苦情・要望も多く看過できない問題であることから、客引き行為者を含めた路上喫煙行為を効果的に規制するため、標記条例を実効性のある規定に一部改正するもの。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年2月7日～28日
		意見交換会	令和7年7月
		パブリックコメント	令和7年9月
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

24

担当課名 地域包括ケア推進課

対象行為	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)の策定について		
概要	老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、生きがいづくりや健康づくりの推進、医療・福祉・介護などの連携による地域包括ケア社会の推進を図るなど、総合的な高齢者保健福祉施策を実施するとともに、介護保険事業に関し、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの目標値を推計することで、保険給付の円滑な実施を図るための計画です。 なお、介護保険条例の一部改正を要する介護保険料の改定についても計画に位置付けています。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月～令和12年3月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年11月～12月
		審議会	令和8年3月～令和9年3月
		意見交換会	令和8年8月
		パブリックコメント	令和8年11月
	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

令和7年度市民参加手続対象行為一覧(省略)

資料 9

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則について	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
3	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正	市民協働推進課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正	環境事業課	(1)軽微なもの
5	厚木市営体育施設条例改正	スポーツ魅力創造課	(4)事務又は事業の性質
6	厚木市農業振興推進委員会規則の制定	農業政策課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市消防本部の組織等に関する規則の一部改正	消防総務課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市消防吏員服制等に関する規則の一部改正	消防総務課	(4)事務又は事業の性質
9	厚木市消防団員の服制等に関する規則の一部改正	消防総務課	(4)事務又は事業の性質
10	厚木市西部地域自然環境検討委員会規則の廃止	区画整理課	(4)事務又は事業の性質
11	厚木市表彰条例施行規則の一部改正	秘書課	(4)事務又は事業の性質
12	厚木市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正	河川下水道総務課	(4)事務又は事業の性質
13	厚木市財務規則の一部改正について	財政課	(4)事務又は事業の性質
14	厚木市契約規則の一部改正	契約検査課	(4)事務又は事業の性質
15	新たな交流拠点検討委員会規則の制定	行政経営課	(4)事務又は事業の性質
16	厚木市開発許可等取扱規則の一部改正	開発指導課	(3)法令で実施基準を規定
17	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について	職員課	(4)事務又は事業の性質
18	厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則について	職員課	(4)事務又は事業の性質
19	厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質
20	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質
21	厚木市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
22	厚木職員の育児休業等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
23	厚木市職員の旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
24	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
25	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課 病院総務課	(4)事務又は事業の性質
26	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
27	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
28	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
29	厚木市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定	職員課	(4)事務又は事業の性質
30	厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質
31	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
32	厚木市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質
33	厚木市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質
34	厚木市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員課	(4)事務又は事業の性質
35	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	職員課	(1)軽微なもの
36	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	職員課	(1)軽微なもの
37	外郭団体の統合に関する指針の策定	行政経営課	(4)事務又は事業の性質
38	厚木市行政文書取扱規程及び厚木市情報公開審査会規則の廃止、厚木市行政文書管理規程の制定、厚木市公印規則、厚木市情報公開条例施行規則、厚木市マイクロフィルム文書取扱規程、厚木市統計書刊行規程の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
39	厚木市事務分掌規則、厚木市事務決裁規程、厚木市例規審査会規程の一部改正	行政総務課	(4)事務又は事業の性質
40	厚木市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正	開発指導課	(3)法令で実施基準を規定
41	厚木市建築基準条例の一部改正	建築指導課	(3)法令で実施基準を規定
42	厚木市と愛川町との一般廃棄物(可燃性一般廃棄物)処理の事務委託に関する規約の廃止	環境事業課	(4)事務又は事業の性質
43	厚木市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則	消防総務課	(4)事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

①

担当課名

職員課

対象行為	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正		
概要	非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償について、県内各市の状況を踏まえ均衡を図るため、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②

担当課名 建築指導課

対象行為	厚木市建築確認等取扱規則の一部を改正する規則について		
概要	国土交通省告示により、建築基準法施行令並びに建築基準法施行規則の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部の改正があることから、それとの整合を取るため、厚木市建築確認等取扱規則の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年7月1日施行予定		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

③

担当課名 市民協働推進課

対象行為	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正		
概要	「住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(指定NPO法人)」として指定されると、その法人に寄附した市民は、個人市民税の税額控除を受けられますが、この度、指定NPO法人から指定期間更新の申出があったことに伴い、同条例を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年6月30日(予定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加手続を経て策定した基準及び手続要綱に基づく条例改正であるため。

市民参加手続点検表(予定)

④

担当課名 環境事業課

対象行為	厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正		
概要	厚木愛甲環境施設組合が建設している新ごみ中間処理施設が令和7年12月に稼働を開始することに伴い、現在、厚木市環境センターで行っている一般廃棄物の焼却処理及び粗大ごみの破碎選別処理については、その処理を終了することから、所要の措置を講ずる必要があるため、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑤

担当課名 スポーツ魅力創造課

対象行為	厚木市営体育施設条例改正		
概要	指定管理を現在の非公募から公募にするに当たり、広く事業者を募集するために、次の条文を変更する。 (指定管理者による管理等) 第9条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スポーツの普及及び振興を目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年12月頃		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑥

担当課名 農業政策課

対象行為	厚木市農業振興推進委員会規則の制定		
概要	農業振興に関する各種施策の策定に関して、農業団体の代表者等を委員とした検討委員会を設置し、本市農業の現状と課題等を踏まえ、計画及び施策について諮るため、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)第2条第1項の規定に基づく附属機関として、厚木市農業振興推進委員会規則を制定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年2月7日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑦

担当課名 消防総務課

対象行為	厚木市消防本部の組織等に関する規則の一部改正		
概要	災害が大規模化、頻発化する中、地域防災の要である消防団の重要性は益々重要であることから、消防団との連携を強化するため、消防総務課に消防団係を創設することに伴い、厚木市消防本部の組織等に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 消防本部の組織に関する一部改正であり、行政の責任において決定すべきものであり、直接的に市民生活への影響がないため。
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑧

担当課名 消防総務課

対象行為	厚木市消防吏員服制等に関する規則の一部改正		
概要	消防吏員に貸与する被服等の仕様変更に伴い、規則の一部改正をするものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月予定		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑨

担当課名 消防総務課

対象行為	厚木市消防団員の服制等に関する規則の一部改正		
概要	消防団員に貸与する被服等の仕様変更に伴い、規則の一部改正をするものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月予定		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 区画整理課

対象行為	厚木市西部地域自然環境検討委員会規則の廃止		
概要	森の里東土地区画整理事業施行地区及び周辺区域における自然環境調査及び区画整理事業等の影響に対する保全対策のために設置していた厚木市西部地域自然環境検討委員会の目的達成に伴い、関係する厚木市西部地域自然環境検討委員会規則を廃止するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年3月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑪

担当課名 秘書課

対象行為	厚木市表彰条例施行規則の一部改正		
概要	厚木市表彰の内申方法について、広く市民を表彰するため、外部からの情報提供の手段として推薦制度を設け、積極的に情報を収集する。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由
内申方法として、推薦制度を設けるための改正となります。 直接市民の権利義務に関係するものではないため、市民参加条例第6条第7項第4号の規定に基づき、市民参加手続を省略するものです。			

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

⑫

担当課名 河川下水道総務課

対象行為	厚木市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正		
概要	以下の理由により、規則の一部を改正するものです。 (1)地方公営企業法施行令の一部改正(出納取扱金融機関等の責務規定及び担保提供義務の廃止)に伴い、厚木市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則において、同施行令を引用している部分を改める。 (2)金融機関窓口等での手数料の支払いに対応するため、資金前渡の対象経費を追加する。(厚木市財務規則と同じ改正内容)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関が内部の財務に関する規則の改正であり、直接的に市民生活への影響がないため。
【市民参加手続の種類】			
・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑬

担当課名 財政課

対象行為	厚木市財務規則の一部改正について		
概要	地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、厚木市財務規則の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 改正内容については、市の事務の管理及び執行を定めるものであるため、省略するものです。
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

⑭

担当課名 契約検査課

対象行為	厚木市契約規則の一部改正		
概要	地方自治法施行令別表第5に掲げる少額随意契約の基準額の引き上げに伴い、厚木市契約規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑮

担当課名 行政経営課

対象行為	新たな交流拠点検討委員会規則の制定		
概要	庁舎移転後における現本庁舎敷地の跡地等の活用に当たり、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)第2条の規定に基づき、厚木市新たな交流拠点検討委員会規則を制定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例等の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 各種の附属機関を定める条例で直接市民の権利義務に係るものではない条例等

市民参加手続点検表(予定)

①6

担当課名 開発指導課

対象行為	厚木市開発許可等取扱規則の一部改正		
概要	厚木市開発許可等取扱規則第2条では開発行為許可申請書の添付図書を定めていますが、今般、本市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域に指定(R7.4.1施行)され、同法の運用が開始されたことに伴い、同法による許可を要する場合には一部図書の添付を要することとなるため、同規則の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年4月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑪

担当課名 職員課

対象行為	厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について		
概要	労働報酬下限額の改定等に伴い、パートタイム会計年度任用職員特例基本報酬額表を改正するため、厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

⑮

担当課名 職員課

対象行為	厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則について		
概要	人事院規則の一部改正等に伴い、会計年度任用職員の特別休暇の取得事由の追加や取得可能対象者の要件を変更するため、厚木市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 職員の休暇等について定める規則であり、実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

①9

担当課名

職員課

対象行為	厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則		
概要	今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②0

担当課名

職員課

対象行為	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
概要	今年度の人事院勧告に沿って改定するため、厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②1

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
概要	今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

22

担当課名

職員課

対象行為	厚木職員の育児休業等に関する条例		
概要	育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に、部分休業制度を拡充するため、厚木職員の育児休業等に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②3

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の旅費に関する条例		
概要	社会経済情勢の変化、国家公務員等の旅費に関する法律一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴い、厚木市職員の旅費に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由
市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。			

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

②4

担当課名

職員課

対象行為	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正		
概要	特別職職員の給与について、期末手当の変更等に伴い、厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実 施 す る	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省 略 す る	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②5

担当課名 職員課・病院総務課

対象行為	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正		
概要	病院事業管理者の給与について、期末手当の変更等に伴い、厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②6

担当課名

職員課

対象行為	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正		
概要	非常勤特別職である市議会議員の報酬について、期末手当の変更等に伴い、厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②⑦

担当課名

職員課

対象行為	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正		
概要	一般職職員の給与について 今年の人事院勧告に沿った改定をするため、厚木市職員の給与に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

28

担当課名

職員課

対象行為	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正		
概要	任期付職員の給与について、今年的人事院勧告に沿った改定をするため、厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ + 2 以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ + 1 以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

②9

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定		
概要	今年度の人事院勧告に沿って管理職員特別勤務手当を新設するため、厚木市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則を制定するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

30

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する規則		
概要	災害応急作業等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

③①

担当課名

職員課

対象行為	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正		
概要	一般職職員の期末手当及び勤勉手当について 今年の人事院勧告に沿った改定をするため、厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ + 2 以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ + 1 以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・ 審議会 ・ パブリックコメント ・ 意見交換会 ・ 市民会議 ・ ワークショップ ・ 意向調査	☒ 省略する	理由 (条例第 6 条第 7 項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

32

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
概要	今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

33

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
概要	今年度の人事院勧告による給料表の改定に伴い、厚木市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

34

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
概要	今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずるため、厚木市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

35

担当課名

職員課

対象行為	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則		
概要	地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、休業補償を行わない場合の定めに留置施設に留置されている場合を明記するため、厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

36

担当課名 職員課

対象行為	厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則		
概要	刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されることに伴い、所要の措置を講ずるため、厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び厚木市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

37

担当課名 行政経営課

対象行為	外郭団体の統合に関する指針の策定		
概要	外郭団体が、市民ニーズに的確に対応できる組織として存続できるよう、その在り方を検討するに当たり、統合の対象、パターン、留意点等を整理し、統合を着実に進めるための指針(市の基本的な考え方)を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 当該指針に基づく外郭団体の統合が、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものではないため、省略するものです。※社会情勢等の変化の中、市民サービスに的確に対応するために団体の統合を検討するものです。

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表

38

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市行政文書取扱規程及び厚木市情報公開審査会規則の廃止、厚木市行政文書管理規程の制定、厚木市公印規則、厚木市情報公開条例施行規則、厚木市マイクロフィルム文書取扱規程、厚木市統計書刊行規程の一部改正		
概要	厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 省 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	
		パブリックコメント	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 厚木市公文書等の管理に関する条例等の制定に係る市民参加手続を実施しており、当該条例の内容を踏まえ、規則等を改正するため。

市民参加手続点検表

39

担当課名 行政総務課

対象行為	厚木市事務分掌規則、厚木市事務決裁規程、厚木市例規審査会規程の一部改正		
概要	令和7年度の事務執行に伴い、必要な改正を行うものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等 省		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	
		パブリックコメント	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 実施機関内部の組織に関する改正を行うものであるため

市民参加手続点検表(予定)

40

担当課名 開発指導課

対象行為	厚木市住みよいまちづくり条例施行規則の一部改正			
概要	令和7年3月7日付けで「駐車場法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、「厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例」(昭和63年厚木市条例第4号。以下「附置条例」という。)の一部改正が予定されています。これまでは店舗系建築物にのみ適用されていた駐車場の設置義務が、今後は住宅系建築物にも課される予定です。 これに伴い、厚木市住みよいまちづくり条例施行規則でも住宅系建築物への駐車場設置を規定していますが、附置条例と重複した場合は、従来どおりの適用をする必要があるため、厚木市住みよいまちづくり条例施行規則第30条第1号イについて、所要の文言整理を行うものです。			
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上		
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等			
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上		
	☐ その他の重要な計画の策定等			
	☐ 制度等の導入又は改廃			
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定			
	☐ その他の重要な政策の策定等			
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期	
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 附置条例の改正において市民参加手続を実施する予定であり、当該条例の改正に伴う必要な文言整理であるため(内容や適用範囲に変更なし)。	

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

41

担当課名 建築指導課

対象行為	厚木市建築基準条例の一部改正		
概要	神奈川県土砂災害特別警戒区域の指定が完了したため、条例に基づく災害危険区域の指定を解除するものです。 1 災害危険区域の指定の解除(条例第3条) 急傾斜地法旧法第19条に規定する急傾斜地崩壊危険区域を災害危険区域として指定していたため指定を解除します。 2 災害危険区域内の建築物の制限(条例第4条) 条例第3条の指定を解除することに伴い削除します。 参考1 土砂災害特別警戒区域指定(神奈川県) 令和3年度までに完了 参考2 神奈川県建築基準条例の改正予定年月日 令和8年4月1日施行		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

④2

担当課名 環境事業課

対象行為	厚木市と愛川町との一般廃棄物(可燃性一般廃棄物)処理の事務委託に関する規約の廃止			
概要	厚木愛甲環境施設組合が建設している新ごみ中間処理施設が令和7年12月に稼働を開始することに伴い、愛川町から排出される一般廃棄物処理の事務のうち、可燃性一般廃棄物の焼却処理の事務の管理及び執行が終了することから本規約を廃止する。			
計画期間 又は 施行日(予定)	令和7年11月30日			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上		
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等			
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上		
	☐ その他の重要な計画の策定等			
	☒ 制度等の導入又は改廃			
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定			
	☐ その他の重要な政策の策定等			
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期	
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 「厚木愛甲環境施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例」及び「一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則」に基づく市民参加手続を経ており、それに伴い、当然必要とされる本規約廃止のため。	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他				

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 消防総務課

対象行為	厚木市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則		
概要	本件、令和7年消防庁告示第4号をもって消防職員委員会の組織及び運営の基準(平成8年消防庁告示第5号)の一部が改正されたことに伴い、厚木市消防職員委員会に関する規則の一部を改正するものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質